

平成10年6月2日

岡田弁護士 殿

三井海上火災保険株式会社

かねてから懸案の悪質鑑定人の件につき、平成9年12月9日に大阪で現在の大阪の両損害調査部長2名に私から直接説明をする際に、人事部より受けた昨年10月の調査結果報告の多数の信じられない矛盾点を、先般文書にて岡田先生に報告し、それを先生より当社三浦人事課長に質問状として出してもらいましたが、あれは時間の関係で非常に多い矛盾点、疑問点のほんの一部しか書けなかったのです。

したがって、書き切れなかった矛盾点、疑問点および平成9年12月9日に大阪で現在の大阪の両損害調査部長2名に私から直接説明をした際に判明したさらなる多数の矛盾点、疑問点、不可思議極まりないこと、というよりも多数の奇々怪々なことを文書にまとめご報告いたしますので、岡田先生より再度当社三浦人事課長に質問状としてご送付願います。

場合によっては、この無数の疑惑に満ちた奇々怪々な質問が満載された質問状を多数のマスコミに公開し、それらマスコミの記事による『公開質問状』という形にすることも考えておりますので、それに関する法律上の問題点などについて、後日岡田弁護士殿の意見を拝聴したいと考えております。

それにしても大変嬉しい事に、最近とみに社内からの多数の応援どころか、同じ損害保険業界の他の会社からも頑張れという応援が非常に多く私に寄せられ、大変心強く思っております。

以上、ご多忙のところよろしくお願ひ申し上げます。

敬 具

< その 1 >

私は昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、次の驚くべき話をしました。

…………… (人事部への話の内容) ……………

私が大阪の火災新種課に転勤して10日も経たないうちに、以前その大阪の火災新種課にいた高松の仲山課長より度々電話があり、三和鑑定がいかにとんでもない鑑定事務所であり、保険会社からいかにとたくさん鑑定料を搾取しようとしている悪質鑑定事務所か、電話でさんざん聞かされた。

私は大阪に転勤してきたばかりであり、また非常に忙しくもあり、鑑定人についても特に関心もなかったため、あまりにも頻繁にかかってくる高松の仲山課長の三和鑑定非難の電話にうんざりしたため、ある日話題を変えようと思い、『ところで仲山さん、高松に課長になって、栄転しておめでとうございます。遅くなりましたがお祝い申し上げます。』と言ったところ、思いがけないとんでもない返事が返ってきた。

それは、『俺は栄転だろうと何だろうと大阪から転勤なんかしたくなかった。俺は大阪でどうしてもやらなければならないことがあった。それは三和鑑定の鐘ヶ江を当社から追放することだ。それができないうちに高松に転勤したのは俺にとって死ぬほど悔しく断腸の思いだ。』という返事だった。

驚いた私が『えっ！ それはどういうことですか！』と聞き返したところ、次のような驚くべき返事だった。

『契約者の名前を言えば誰でも判るある超大口事故で、三和鑑定の鐘ヶ江がとんでもない(当社に対する)裏切り行為をやって、当社が莫大な損害を被った。俺はあいつだけは絶対許せない。』という内容だった。

確かに仲山課長が大阪にいたころ、企業契約者の損害額が20～30億の超大口事故がありました。

この位の超大口事故ともなれば、鑑定人が背任行為をやれば少なくとも差額だけでも数億単位の支払保険金が不当に支払われてしまうのは言うまでもありません。

そこで私が、『鐘ヶ江がそんなとんでもない裏切り行為をしたのであれば、それを理由に簡単に当社を追放できるではないですか！ いや、それどころか保険金詐欺共犯で刑事事件にでもすれば一発で当社どころか保険業界から鐘ヶ江を追放できますよ！』と言ったところ、またまた次のような驚くべき返事だった。

『もちろん普通ならそうするが、鐘ヶ江の裏切り行為のために受けた当社の損害がとんでもない莫大な金額のため、そのことが表沙汰になると(その事故の査定担当者だった)自分の首も危ない。だから(自分の胸にしまっけて置くしかなく)それを理由に鐘ヶ江を当社から追放することはできないんだ。』という、まさに驚くべき返事だった。

……………

以上のような、とんでもない驚くべき話を人事部にしました。これだけとんでもない驚くべき話を聞けば、真っ先にその事実確認を行い、その結果を昨年10月の人事部の事実確認の調査結果報告の場で、真っ先に私に報告するのが当たり前でしょう。

ところが驚くべきことに、その調査結果の報告の場で、このことに関して人事部は一切触れず、三浦人事課長より私に全く何の報告もありませんでした。

さらに、昨年12月の大阪の両損害調査部長への説明会の際にも、私は両部長に全くこの驚くべき同じ話を繰り返し話しましたが、その時同席していた三浦人事課長はその際もただ無言で黙っているだけでした。

こんなとんでもない驚くべき話に関して何の回答もせず、一切その話に触れようとしないと言う事はもうおかしいとか不思議とかいう次元ではなく、まさに奇々怪々です。

私に昨年6月のヒヤリングは事実確認するのが目的だと言いながら、実は鐘ヶ江鑑定人が上記のようなとんでもない背任行為を平気で行なう悪質鑑定人だと人事部はすでにその昨年6月のヒヤリング時点で知っていたと考えるのが一番合理的ではないでしょうか？

< その 2 >

以前、共同保険の大口事故の損害調査を査定幹事会社である当社が鐘ヶ江鑑定人に業務依頼しようとしたところ、その共同保険の分担会社である大手損害保険会社の損害調査部長席より、その査定幹事会社に『鐘ヶ江のような悪質鑑定人に鑑定業務を依頼するのは大変な問題である。もしそうするのであれば当社は鑑定料を分担しないかもしれない！』と抗議した事件があったが、共同保険の分担会社が査定幹事会社に鑑定人のことで苦情をいうなど前代未聞、このエピソードから判断しても、この共同保険の分担会社である大手損害保険会社の損害調査部長席は、前記『<その1>』と同様に鐘ヶ江が背任行為を平気で行なう悪質鑑定人だと、すでに充分知っていたため、当社に抗議をしたと考えるのが一番合理的ではないでしょうか？

< その 3 >

昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、私が事前に人事部に提出していた報告書に次の記述がありました。

…………… (記述内容) ……………

当社のある査定の管理職の中には『この鑑定人がどんな問題鑑定人であろうと、当社に出入禁止にすることは絶対できないことになっているんだ!』などと極めて奇妙な発言をするものもいました。

……………

上記の管理職の発言は前記『<その1>』と同様の驚くべき発言です。

そのような驚くべき発言が記述してある報告書を事前に提出しているにもかかわらず、昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、上記の発言をした上司が誰か、なぜそのような発言をするに至ったのか、極めて奇妙なことに私は一切人事部より聞かれませんでした。

事実調査をするためのヒヤリングであれば当然、上記の極めて奇妙なとんでもない発言を誰がどんなときにしたか、そのヒヤリングの際私に詳細に聞き、それをもとに徹底的に事実調査するはずであるにもかかわらず、そのことには人事部は一切触れませんでした。

さらに前記『<その1>』と同様に驚くべきことに、このことに関して昨年10月の人事部の事実確認の調査結果報告の場でも人事部は一切触れず、私に何の報告もありませんでした。まったく奇々怪々です。

これは、『この鑑定人がどんな問題鑑定人であろうと、当社に出入禁止にすることは絶対できないことになっている。』ということの前記『<その1>』と同様に昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、人事部はすでに充分承知していたと考えるのが一番合理的ではないでしょうか？

< その 4 >

昨年6月の人事部のヒヤリングの際、私が事前に人事部に提出してた報告書に次の記述がありました。

…………… (記述内容) ……………

あまりの鐘ヶ江鑑定人のひどさに当然私は同鑑定人を当社出入り禁止にすべく様々な行動を起こしました。

ところが驚くべきことに、その私の行動を応援し適正な査定を目指すべき当時の管理職である上司などが、私の行動を応援するどころか全く不可思議にも想像を絶するとんでもない『圧力』を私にかけ始めたのです。

その『圧力』たるや、三井海上の社員・管理職どころか、これが社会人として一常職人としてこんなことを言うのかと哑然とするようなこと、たとえば『おまえのような奴は抹殺してやる。』、『人事考課が今後一切上がらないようにしてやる。』などという信じられない罵詈雑言をあびせられ、また様々な場面で信じられない嫌がらせを受けました。

私が『あの三和鑑定の鐘ヶ江という鑑定人はとんでもない問題鑑定人です。』といくらいっても『そんなことは判っている。だからといって社会や組織とははそんな物ではないんだ!』などと意味不明なことを怒鳴り散らすだけなのです。

……………

以上のような驚くべき記述のある報告書を事前に提出しているにもかかわらず、昨年6月の人事部のヒヤリングの際、上記の発言をした上司が誰か私は一切人事部より聞かれませんでした。

事実調査をするためのヒヤリングであれば当然、徹底的に事実調査するために上記のとんでもない発言を誰がしたか私に聞くはずであるにもかかわらず、そのことに関し人事部は昨年6月の人事部のヒヤリングの際、一切触れませんでした。

前記『<その1>』と同様に昨年10月の人事部の事実確認の調査結果報告の場でも人事部はこのことに関して一切触れず、私に何の報告もありませんでした。

まったく奇々怪々です。

これは昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、前記『<その1>』と同様に人事部はすでに鐘ヶ江が悪質鑑定人であるということを充分承知していたと考えるのが一番合理的ではないでしょうか？

< その 5 >

私は昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、次の話をしました。

…………… (人事部への話の内容) ……………

ある日、大阪に転勤してから半年以上経った頃、当時私の大阪での最初の上司である三原課長から、『ちょっと話があるから今夜のみに行こう。』と居酒屋に誘われた。

私は本来あまり酒が好きで無いので怪訝に思ったが、誘われるまま一緒に居酒屋にいったところ、テーブルに座るや否や、突然テーブルに両手をつき、額がテーブルにつくのではないかと思うほど私に深々と頭を下げ、『本当にすまない。いま鐘ヶ江鑑定人に対して君にいろいろ苦勞させ、君に損な役をやらせているが、本当はそれは自分がやらなければいけないことなんだ。』と私に深く謝罪した。

……………

以上の話を人事部にしました。

(念の為、記しておきますが、前記『<その4>』のとんでもない発言をした上司は三原課長ではありません。)

これだけ具体的な話を聞けば、人事部は事実確認を行い、その結果を昨年10月の事実確認の調査結果報告の場で、私に報告するのが当たり前でしょう。

ところが、昨年10月の人事部の事実確認の調査結果の報告の場で、このことに関して人事部は一切触れず、私に何の報告もありませんでした。

度々繰り返しますが、私に事実確認するのが目的のヒヤリングだと言いながら、実は鐘ヶ江鑑定人が悪質鑑定人だと人事部はすでに知っていたと考えるのが一番合理的ではないでしょうか？

< その6 >

昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の後、それをもとにした事実確認調査の結果報告のスケジュールがなかなか私に連絡がなかったため、私が再三督促し、10月初旬にようやく人事部より調査結果なるものを聞かされました。

しかし、これがあきれて物も言えないほど、稚拙で要点から外れた全く無意味な回答でした。(というよりも要点から逃げた回答でした。)

私が昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、人事部に時間の許す限り例の鑑定人がいかに悪質であり、当社に多大な損害を与え続けているか、いくつかの具体的な査定報告書まで提示し、極めて詳細に説明しました。

それにもかかわらず人事部が言うには、前記の数々の非常な重要事項に一切触れず、また前記の数々の具体的な事例には一切触れず、次のような要点から逃げた全く無意味な回答でした。

- ① ■■■■社員が、釜ヶ江鑑定人の行った現場すべてに同行したわけではないので、当社のすべての業務に多大な損害を与え続けていることが証明できない。
- ② 同鑑定人に名前を呼び捨てにされていた若い社員に聞いても、『別に気にならなかった。』と言っている。だから問題ない。

この質問状の全体に記述してある多数の非常な重要事項、数々の具体的な事例には一切触れない、たったこれだけの多数の重要事項から逃げまくった人事部の苦し紛れのあきれ果てた回答でした。

①について言えば、この発言は『査定の査の字』も知らないまったくのどしろうとのあきれかえる発言であり、裁判や脱税摘発で適用される『類推適用』とか『推知』という原理原則をまったく知らない無知な馬鹿げた回答でした。

鑑定人がどの程度の能力で、どの程度しっかり仕事をしているかは、数件現場に同行すれば十分判断でき、さらに現場に同行しなくとも、日頃の言動や途中経過の仕事ぶり、特に決済の際に添付されてくる鑑定書を見れば、いい加減な仕事ぶりが手にとるように判ります。

それがベテラン査定社員であり、その能力が無ければなぜ実際に現場に行っていない査定の管理職に会社は保険金支払い決済をさせているのでしょうか？

< その 7 >

前記『<その6>の①』の関連ですが、昨年6月の人事部へのヒヤリング説明の際、『契約者東芝の山陰の水害事故』や『契約者シャープの栃木工場の火災保険事故』など実際に現場に同行した際のいい加減極まりない鑑ヶ江の鑑定業務の話を実際のその時の査定報告書や具体的に当社が被った損害の金額まで具体的に提示して説明しました。

そればかりでなく、実際に現場に同行しない事故でも保険金支払決済の際、いかに鑑ヶ江鑑定人のいい加減な鑑定書が多数回ってきたか、その具体的内容・金額まで極めて詳細に東京、大阪両方で説明しました。

それにもかかわらず、それらの具体的私の体験に全く触れずに無視し、前記①の要点から逃げた全く無意味な回答をなぜするのでしょうか？

< その 8 >

前記『<その6>の②』について言えば、『だからこそ大変な問題なんだ。』と私が大阪時代に損害調査部長の高品部長に書いた直訴文を何も理解していない証拠です。

三井海上のような超重要顧客の若い社員に威張り散らし、名前を呼び捨てにして自分を偉そうに見せて仕事を手抜きやり放題にする。また当社の社員もそれが当たり前だと洗脳され、思わされていること事態がとんでもないことだと大阪時代に高品部長に書いた直訴文を6月のヒヤリングの際、人事部に事前に提出しているにもかかわらず、②のような回答をするなど、あきれはてて開いた口がふさがりません。

たとえば、当社の総務部や人事部に出入りしている、各種印刷屋や備品納入屋は単なる社外の出入り業者である。当然競争は厳しく、みんなかわいそうなほど低姿勢・低料金で、仕事を依頼してもらおうとしのぎを削っている。立場としては鑑定人も全く同じである。当社から仕事をもらって生活している社外の出入り業者である。当然、態度の悪い鑑定人には仕事を依頼しなくなる。

超重要顧客の当社の社員に威張り散らし、名前を呼び捨てにすることでさえ、極めて異常なことであり、それももちろんであるが、私は『手抜きやりほうだいのいい加減な仕事をするために威張り散らしているんだ。』と大阪時代の高品部長への直訴文にもはっきり記述してあるにもかかわらず、前記『<その6>の②』のようなあきれ返った回答でした。

それに、若い査定社員にいきなり部門外の、それも人事部の人間が鑑定人の事情聴取だと言っていきなり来ることが極めて異常であり、当然びっくりして構えてしまい、本音を言うはずがないと考えないのでしょうか？

< その 9 >

前記『<その6>①や②』のように人事部の回答が多数の重要な点から逃げた全く無意味な回答でしたので、私が『それでは調査の結果、鐘ヶ江鑑定人は以前から何の問題もない鑑定人と判断したのか?』と質問したところ、『確かに以前は上の上の鑑定人ではなかったと聞いている。』と回答したため、私が『それでは上の上の鑑定人でなくてどんな鑑定人だったのか?』と質問したところ、人事部は無言で押し黙ったまま回答がありませんでした。そのため、私がなんども繰り返し執拗にその質問を繰り返しましたが、やはり無言で押し黙ったまま回答がありませんでした。

なぜ、無言で押し黙ったまま回答しなかったのでしょうか?

< その 10 >

非常に不思議なことに『三和鑑定の鐘ヶ江鑑定人は極めて問題のある鑑定人』であるということは誰も否定しないのです。当社の査定社員もみんな『そのとおりだ、けど仕方が無いんだ。』といいながら上司の顔色を伺いながら業務を依頼するのです。

さらに驚くべきことに、後記『<その11>』のように三和鑑定事務所の社長を初めとする同鑑定事務所の幹部も全てこの鐘ヶ江鑑定人がとんでもない極めて問題のある鑑定人であるということを否定せず認めているのです。

一体人事部は何を調べたのでしょうか?

< その 1 1 >

当時、私が数々の鐘ヶ江鑑定人のあまりにでたらめな仕事について、度々当時の三和鑑定事務所の東谷社長に苦情を言い、その度ごとに東谷社長もまったく反論する事なく、『鐘ヶ江鑑定人が非常に問題鑑定人である。』ことを、非常に素直に認めたことなどを、昨年6月のヒヤリングの際人事部に具体的に査定資料などを提示して、極めて詳細に説明しました。

そればかりでは無く、鐘ヶ江鑑定人の悪影響を受けた他の三和鑑定の鑑定人のでたらめな仕事を具体的に査定報告書まで提示までして説明しました。

さらに大阪時代に直訴状を高品損害調査部長に提出した後、高品部長が三和鑑定事務所に行ったところ、東谷社長が『ついに来るべき時が来ました。鐘ヶ江鑑定人の日頃のでたらめいい加減な仕事ぶりや三井海上の社員に対する傲慢な態度からいつかこういう日が来ると覚悟していました。』と高品部長に全く何の言い訳もせず、素直に鐘ヶ江鑑定人が極めて問題のある鑑定人であることを認めたことも、ヒヤリングの際人事部に非常に詳細に説明しました。

ところが、これらをはじめとする数々の重要な事実についての調査結果が一切人事部から報告を聞かされませんでした。

つまり前記『<その6>①、②』のような、枝葉末節、どうでもいいようなことが回答として説明されただけで、数々の重要な事実についての調査結果の報告は一切有りませんでした。

そして私の言うような事実（鐘ヶ江鑑定人は悪質鑑定人である。）は確認できなかったと言っているのです。

事実調査の結果報告といいながら私が説明した数々の重要な三和鑑定の東谷社長の発言についての調査結果が一切人事部から報告が無いのはなぜでしょうか？

< その 1 2 >

前記『<その11>』のような極めて不可解な人事部の言動のため、さらに私が大阪での説明の場に三和鑑定の東谷社長が同席するよう要求したのに、なぜ人事部はそれを徹底的に拒否したのでしょうか？

前記の如く、私の言っていることが事実と違うというのなら、それならそれで、なぜ私の言っていることと違うことを言う人間を私の前に連れてこないのでしょうか。いや、私とその人間のところへ行ってもいいと事前にさんざん言っているのです。

岡田弁護士殿にも送付した人事部への督促状にも『■■■■の言う事が事実と違う。■■■■は嘘を言っているという人間がいたら私の前に連れて来て下さい。』と執拗に何度も書いているにもかかわらず、昨年6月の事実調査結果報告の際も、昨年12月の大阪の両損害調査部長への説明会の際も、誰も連れて来ずに極めて不自然にも、なぜただ前記の回答をするだけなのでしょう？

< その 1 3 >

前記『<その11>』に記述の直訴状を私が大阪の高品損害調査部長に提出した後、高品部長が三和鑑定に行って話し合いをしました。

その後、鐘ヶ江が『専務取締役から単なる取締役以降格』されました。

鐘ヶ江鑑定人が人事部の言うとおりの問題もない鑑定人だったらなぜ降格されたのでしょうか？

< その 1 4 >

実際の鑑定業務はもちろん別として、各種申し合わせなどのため、他の鑑定事務所と同様に三和鑑定も各保険会社の窓口担当者を決めてあり、鐘ヶ江は長年三井海上の窓口担当者でした。

前記『<その13>』と類似の話ですが、直訴状を私が大阪の高品損害調査部長に提出して、高品部長が三和鑑定に行って話し合いをした後、鐘ヶ江は長年の三井海上の担当から外され、竹守鑑定人に変更になった。

鐘ヶ江鑑定人が人事部の言うとおりの問題もない鑑定人であれば、なぜ長年担当していた三井海上の担当から外されたのでしょうか？

< その 15 >

前記『<その11>』のとおり、三和鑑定の東谷社長が『ついに来るべき時が来ました。鐘ヶ江鑑定人の日頃のでたらめいい加減な仕事ぶりや三井海上の社員に対する傲慢な態度からいつかこういう日が来ると覚悟していました。』と当時の高品損害調査部長に全く何の言い訳もせず、素直に鐘ヶ江鑑定人が極めて問題のある鑑定人であることを認めました。

ところが、昨年10月の人事部の事実確認調査結果の報告の際、前記のとおりそれに関して何の報告も無く、一切そのことに触れませんでした。

それで後日、三浦人事課長と電話で言い争っている時に、私が『鐘ヶ江が問題の無い鑑定人というのなら、高品損害調査部長が三和鑑定事務所に行った時の東谷社長の発言をどう説明するんだ！』と問い詰めた。

ところがなんと驚くべきことに、三浦人事課長は『高品部長は三和鑑定事務所になんか行っていない。』などと、とんでもないことを言い出したのです。

(もちろん昨年10月の人事部の事実確認調査結果の報告の際もそんなことは人事部は一切言うどころか前記のとおり、そのことに一切触れていないのです。)

そのとんでもない発言にびっくり仰天した私が、『なに！ それでは三和鑑定も高品部長が来たことなんか無いと言っているのか！』と聞き返したところ、なんと今度は『い、いや、三和鑑定は高品部長が来たと言っている。』とあわてて三浦人事課長は全く逆の返答をした。

そこで私が怒って『たった今、高品部長は三和鑑定になんか行っていないと言ったばかりじゃないか！ 一体何を訳のわからないことを言っているんだ！ 何のためにそんな嘘を平気で言うんだ！』と言い返したところ、またあわてて『い、いや、来たには来たが来た時期が違うんだ。』と訳のわからない返事を三浦人事課長は返答し、それではその時期がいつで、何のために高品部長がわざわざ三和鑑定に行ったのかその目的も一切私に言いませんでした。

損害調査部長が鑑定事務所になんか行くなど通常有り得ません。

もちろんわざわざ行った理由が私が直訴状を高品部長にて提出したためであり、そのために三和鑑定に高品部長が行き、その結果報告も前記『<その11>』のとおり、高品部長より受けています。

それを『高品部長は三和鑑定になんか行っていない。』などと、なぜ三浦人事課長はすぐ嘘だと判ってしまうとんでもない嘘をつく必要があるのでしょうか？

< その 16 >

前記の非常に数々の人事部の全く矛盾した言動に憤懣やるかたない私が、『全く回答になっていない。それに私の言う事が事実と違う、嘘を言っているという人間がいたら私の前に連れて来るようにさんざん言っているのになぜ誰も連れてこないんだ。こうなったら、6月のヒヤリングの際説明したことを、私がもう一度直接大阪の両損害調査部長に鐘ヶ江鑑定人の悪質ぶりを説明する。さらに、事実関係をきちんと確認するため、三和鑑定の東谷元社長も同席の上説明する。そうすれば事実関係がその場で確認でき、またあとでそんな事実があったとかなかったとかの無駄な論争が省ける。』と主張しました。ところが三浦人事課長はそんなことは必要無いの一点張りでした。

このような経緯でかなり、険悪な状態となりましたが、私が執拗に前記のことを主張したため、同席していた人事部の副部長が『大阪でその場を設ける。』と約束しました。

ところが後日、なかなかその日程の連絡が三浦人事課長から来ないため、わたしの方から督促の電話をしたところ、三浦人事課長は『(大阪での説明の場を設けるという)その必要があるかどうか検討している。むしろ必要はないと考えている。』という信じられない約束破りの返事でした。

そのため、私が『何を言っているんだ！あの場ではっきり約束したじゃないか！』と憤ったところ、しぶしぶ大阪での説明の場の設定を了承しました。なぜ、嘘をついてまで大阪での私の説明の場をつぶそうとしたのでしょうか？

< その 17 >

人事部は、私に人事部としての判断を追及されると苦し紛れに『どの鑑定人を使うかは、大阪の損害調査部長席が判断することで、人事部は口出しをする権利はない。』とまで言うのです。

それならばなぜ本件について人事部が介入し、人事部が鐘ヶ江鑑定人について事実調査をしたのでしょうか。まったく理解できません。

それに大阪での説明会を早くするよう私が度々三浦人事課長に督促すると『忙しいから後にしてくれ。』などと言うので、私が『6月のヒヤリングで人事部に説明したことと全く同じ事を言うだけなので、(あなたが忙しければ)私一人で説明に行っても良い。』と言ったところ、三浦人事課長は『いや、この件は必ず人事部が同席しなければならないことだ。』と言った。それならば、なぜ『どの鑑定人を使うかは、大阪の損害調査部長席が判断することで、人事部は口出しをする権利はない。』と言うのでしょうか？

まったく言うことが不合理でちぐはぐです。

なぜこんなまったく不合理でちぐはぐなことばかり平気で言うのでしょうか？

< その 18 >

昨年12月の大阪での両損害調査部長への説明会で、私は昨年6月の人事部への説明とほぼ100%同じ説明をしました。

しかるに両損害調査部長は、『今日はいろいろ大変貴重なことを聞きました。鑑ヶ江鑑定人がそういう鑑定人だったということを認識しながら今後注意して監視していきます。』といった。

つまり、その日初めて私のいろいろな話を聞いたということである。三浦人事課長は昨年6月の私のヒヤリングを受けて、その私の話の内容を大阪に行って両損害調査部長に説明して、事実関係を調査するという話であった。

ところが大阪の両損害調査部長は昨年12月に私からの直接の説明ではじめて昨年6月の人事部への説明した内容を聞いたのです。

私の話の内容を大阪に行って説明して、事実関係を調査すると言いながら、なぜ嘘をついてまで何もしなかったのか？

その嘘を隠すために、前記『<その16>』のように大阪での私の説明の場をつぶそうとしたと考えるのが一番合理的ではないでしょうか？

< その 19 >

昨年6月の人事部への説明の後、事実確認の結果報告がなかなか来ないため私の方から度々三浦人事課長に督促をしました。

昨年8月中旬にも督促をしたが、その際三浦人事課長は『まだ大阪にも行っていないし、三和鑑定が台風で忙しくて打ち合わせできないというのでまだ何もしていない。』という返答でした。

ところが昨年10月の事実確認の結果報告の場で、最初に私が事実確認の経緯を聞いたところ、三浦人事課長が三和鑑定に事情を聞いた日付が、前記の昨年8月中旬の督促の日付より前の8月上旬の日付だったため、あれ、おかしいなと思った私がさらに詳しいスケジュールと経緯を確認しようとしたところ、はっと何かに気付いたように三浦人事課長が、『ま、まあ、その辺のところはいいじゃないですか。話を次に移しましょう。』と苦笑いをしながら、あわてたように話をそらしました。

つまり、私が督促したときにまだ何もしていないという発言は完全に嘘だったのです。なぜ、そんなことまで嘘をつく必要があるのでしょうか？

< その 20 >

前記『<その19>』の関連ですが、通常自分の鑑定事務所の鑑定人が超重要顧客で問題となり、人事部まで介入してきたといえ、鑑定事務所の社長が顔面蒼白で飛んでくるのが普通であるのに、たいして大きい台風でもなかったのに『台風が忙しいから後にしてくれ。』などと、超重要顧客である当社に三和鑑定が言うなど、とんでもない話です。

なぜ三和鑑定は、超重要顧客である当社に対して、他の鑑定事務所では考えられないそのような傲慢な態度を平気で取れるのでしょうか？

< その 21 >

前記『<その16>』のような経緯でやっと大阪での説明会を約束させ、私が『三和鑑定の東谷元社長だけではなく、竹守現社長も同席してほしい。その方が話も早い。』と言ったところ、人事課長は『三和鑑定の東谷元社長も同席させるというそんな約束はしていない。社内のことで社外の人間を呼ぶ必要はない。』と言い出したのです。

そこで私が『三和鑑定の東谷元社長も同席すればその場で事実関係が判明して一番いいじゃないか！ 誰が必要無いと判断したんだ？』といったところ、人事課長が『私の判断だ！ 私がそう判断したんだ。』というのです。

前記『<その16>』のとおり、大阪で事実関係を説明する際に、三和鑑定の東谷元社長も同席すれば、その場で事実関係が確認できる最良の方法だと私自身が言っているのに、極めて不自然かつ不可思議にも、なぜ査定部門外の人事課長がその必要が無いと判断することが可能で、かつ不要だと言い張るのでしょうか？

< その 22 >

前記『<その16>』のとおり、事実関係を確実に早く確認するには関係者が一同に会するのが最良の方法です。

ところが事実関係を確認するのが一番大事なことだと最初は主張していた人事部が前記の様々な経緯のとおり、それを避けよう、避けようとしているのです。

なぜ事実関係を確実に早く確認する方法を人事部は避けよう、避けようとするのでしょうか？

< その 2 3 >

前記『<その22>』のとおり、事実関係を避けよう避けようとし、ましてや、社外機関の鑑定人の問題であるにもかかわらず、『社内の問題』などと言い出す始末です。なぜ、社外の鑑定人の問題を『社内の問題』だと言い張るのでしょうか？

< その 2 4 >

昨年6月の人事部への説明に先立って事前に人事部に提出していた私が大阪の損害調査部時代に大阪損害調査部長に提出した直訴状の中に、次のような記述があります。

..... (記述内容)

ある時期までは、当社の大阪の損害調査部門でも様々な鑑定事務所に仕事を発注していたため、競争原理が働いて非常に良好な状態であった。

しかし、ある時期を境にして異常に三和鑑定に業務を集中させるようになり、鐘ヶ江のような悪質鑑定人が傲慢にのさばるようになった。

.....

事前に人事部に提出した資料の中にこのような記述があるにもかかわらず、特定の時期を境にして異常に三和鑑定に業務を集中させるようになったのか、なぜ昨年10月の事実調査結果報告では一切説明が無かったのでしょうか？

< その 25 >

鐘ヶ江鑑定人が東京に何かの用事で上京するたびに、それが当社の東京の仕事と全くなんの関係も無い用事であっても、鐘ヶ江のために大宴会が当社の特定の間人たちの大号令によって開かれる。

大阪に勤務したこともなく鐘ヶ江と何の面識も無い多数の火新査定社員にまで、その特定の間人たちは声をかけ、その大宴会に参加するよう執拗に誘う。

不思議に思いながら参加した火新査定社員がその大宴会で見た光景は、『たくさんの管理職を含む当社の査定社員に囲まれてちやほやされ、まるで帝王のように傲慢な態度で威張り散らしている鐘ヶ江の姿』であった。

不思議に思いながら参加したそれら火新査定社員の非常に多くの社員から、 さん、あの鐘ヶ江という鑑定人は一体何なのですか？　まるで自分が帝王のように大きい態度で威張り散らし、重要顧客である当社の方がなんでただの出入り業者である鑑定人によいしょしてご機嫌うかがいのための大接待をしているんですか？』という疑問を非常に多くの社員から聞かれた。

その大宴会といったら、鐘ヶ江と何の面識も無い多数の火新査定社員に鐘ヶ江と癒着している社員が、まるで『いいかこの方が大阪の鐘ヶ江鑑定人様だ。おまえたちも大阪に転勤することがあったら、鐘ヶ江鑑定人様によく仕えるのだぞ！』とでも言っているかのような、『鐘ヶ江鑑定人様のお披露目大宴会』の様相をいつも呈しているとのことであった。

通常、地方から鑑定人が何かの用事で上京してきたからといって、特に一杯飲んだりすることも無く、たとえつきあうことがあっても、その鑑定人と面識のある数人の社員が非常にささやかに一杯飲んだりする程度である。

ところが、こと鐘ヶ江鑑定人となると他の鑑定人と全く異なる前記のような常軌を逸した大宴会がいつも催されるのです。

一体何のために、当社はこと鐘ヶ江鑑定人のこととなると常軌を逸した大宴会がいつも催されるのでしょうか？

< その 26 >

一体、何のために前記『<その25>』の大宴会に鐘ヶ江と何の面識も無い多数の火新査定社員まで執拗に誘ってに参加させ、鐘ヶ江鑑定人をお披露目する必要があるのでしょうか？

< その 27 >

前記『<その25>』の大宴会の費用は、一体当社の何の経費で落とされているのでしょうか？

経費の横領に該当しないのでしょうか？

< その 28 >

通常、特定の鑑定人が当社に莫大な損害を与えているというベテラン社員の告発があれば、人事部としても査定部門に事実確認ができるまでその鑑定人を出入り禁止にするよう指導するのが当然である。

どの鑑定人をいつどのように使おうが当社の全く自由である。その告発が事実であろうとなかろうと、事実確認が終わるまでどんな鑑定事務所に何の遠慮もすること無く出入り禁止にして一向にかまわない。事実確認の結果、問題が無いと判明してからまた使い始めればいいだけの話で、どうしようが顧客である当社の全く自由である。

『疑わしきは事実が確認できるまで出入り禁止』が企業の利益保護のための当たり前の措置である。

ましてや実際にその鑑定人と幾度と一緒に現場に行き、その悪質ぶりを目のあたりにしている査定社員が告発しているのである。

ところが鐘ヶ江鑑定人の場合、その当たり前の出入り禁止の措置を全く最初から行っていない。

他の鑑定事務所の鑑定人だったら、即刻事実確認ができるまで出入り禁止にするはずである。いや、それどころか普通なら後記『<その32>』のとおり、査定社員のいうことをそのまま信じて事実確認もしないであろう。

なぜ、三和鑑定および鐘ヶ江だけに、このように他の鑑定事務所と全く異なる異常な擁護をするのであろうか？

< その 29 >

昨年12月の大阪での両損害調査部長への説明の際、三浦人事課長同席のもと、次の具体的な実例をその時の実際の査定報告書まで提示をして話をしました。

…………… (話の内容) ……………

ある大きな紡績工場でほぼ全焼に近い、保険金支払額が4億～5億という極めて大きい火災事故があった。

他の社員なら当然上司の意向により鐘ヶ江鑑定人に鑑定業務を依頼しただろうが、幸い私が担当だったため、その数か月前に知り合った他の事務所の極めて優秀な鑑定人に仕事を依頼した。その鑑定人は非常に仕事熱心で優秀な鑑定人であり、ましてや保険金支払額が4億～5億という極めて大きい火災事故であったため、当然現場で数日をかけて極めて綿密に現場調査を行い、鑑定人として当然のことながら、契約者にも様々な質問をしながら、熱心に現場で損害調査を行った。

現場で時間をかけて詳細に調査をすることは別に極めて優秀な鑑定人でなくとも当たり前である。

ましてや、これだけの規模の重大事故であるから数日をかけて詳細に細かく調査をすることは普通の鑑定人でも当たり前である。

ところがある日、その日も現場調査を終えて会社に戻った私にその事故の契約を扱っている保険代理店から驚くべき『怒鳴り込みの電話』があった。

それは、『なんだあの鑑定人は！ いちいち細かい調査なんかしやがって！ 鑑定人を鐘ヶ江鑑定人に変えろ！ 前にも億単位の大きい火災事故があったが、その時鐘ヶ江鑑定人はいちいち細かい調査なんかせずに、契約者のいうとおりの損害額を全部そのまま認めてくれたぞ！ それに比べて何だ、あの鑑定人はいちいち調査なんかしやがって！ 鑑定人を鐘ヶ江鑑定人に変えろ！』という驚くべき内容の怒鳴り込みの電話であった。

つまり鐘ヶ江鑑定人が、どんな大きな事故でもまともな仕事をしないという事がなんと代理店によっても証明されたのである。

まさに『悪貨が良貨を駆逐する。』、まじめに仕事をする鑑定人が悪質鑑定人のために非難されるという信じられない馬鹿げた事が実際に起きたのだ。

……………

この話を聞き、具体的にその事故の実際の査定報告書を見せられ、さらにもしこの事故の業務を鐘ヶ江に依頼していたら当社が受けていたであろう具体的な莫大な損害額を私から説明を受けたにもかかわらず、それでもはなぜ当社は鐘ヶ江鑑定人の擁護を続け、業務を依頼し続けるのでしょうか？

人事部（会社は）一体何をそんなに隠そうとしているのでしょうか？

< その 30 >

鐘ヶ江鑑定人は三和鑑定事務所の役員である。それも3人しかいない役員の常務取締役という会社の経営の中枢を担う重鎮である。

役員であれば当然会社の顔として、広くお得意先の各社に顔を出し、各社の業務をするのが当たり前である。もちろん他の鑑定人事務所の役員は例外なく、みんなそうしていると聞いている。それにもかかわらず極めて不思議なことに鐘ヶ江鑑定人は、大手社のなかで当社の仕事だけをやり、他の大手社からの業務依頼が一切無い。

現に、3年ほど前に株主総会の質問状の件で私が住友海上の総務課長と電話で話しているときに、同課長が私に『鐘ヶ江なんか当社では一切使っていない！ 鐘ヶ江は（三井海上しか使わない）三井海上専用の鑑定人だ！』とはっきり断言した。

全く不可思議なことに、なぜ鑑定事務所の経営の中枢である常務取締役が自分の事務所の超重要得意先である住友海上に全く出入りしていないのか？

全国に鑑定事務所はたくさんあるが、こんな不思議な鑑定事務所は三和鑑定以外聞いたことがない。

会社の経営の中枢を担うたった3人しかいない役員のそれも常務取締役が、なぜ（三井海上しか使わない）三井海上専用の鑑定人なのか？

< その 31 >

通常、保険会社、それも当社のような鑑定事務所にとって売上の20～30%を占める超重要得意先の査定社員である私が（三和鑑定事務所全体を出入り禁止にしろと言っている訳でもないのに）、これだけ特定の鑑定人の排斥活動をすれば、（言い方は悪いが理屈はともかく）鑑定事務所のほうから問題鑑定人の出入りを遠慮させるのが普通である。

それにもかかわらず、三和鑑定のほうが極めて強気で『やるならやってみろ！』という態度を取っているとしか思えない。

また、当社の方も三和鑑定のご機嫌伺いとしか思えない態度を取り、逆に私に激しい弾圧、虐待を加えている。つまり超重要得意先顧客である当社の方が出入り業者のご機嫌伺いをしており、他の鑑定事務所への態度と全く正反対である。

なぜ、重要顧客である当社のほうが三和鑑定だけにこのような異常な不可思議な態度をとるのであろうか？

< その 3 2 >

前記『<その31>』に関連するが、査定社員が『あの鑑定人と何回か現場に行ったが全く仕事がいい加減で、真面目に仕事する気が全く無い。』といえ、通常その社員の言うことを信じて、そんないい加減な鑑定人は出入り禁止にするのが普通である。

わたしだって、自分の部下がそう言えば、その部下の言う事を信じてそんな鑑定人は即刻出入り禁止にする。社員の言う事を信じるのが当たり前であるし、そうしなければ仕事が進むはずがない。

当社も他の鑑定事務所の鑑定人のこととなると、何の問題もなくそうするのに、こと鐘ヶ江鑑定人のこととなると社員である私の主張していることを崩そう、崩そうとし鐘ヶ江鑑定人は何の問題もないという結論に誘導しようとする。

以上のとおり、非常に不可思議なことに当社はこと三和鑑定事務所、特に鐘ヶ江鑑定人のこととなると他の鑑定事務所への対応と全く異なる異常な態度をとるのです。

なぜ、鐘ヶ江のこととなると他の鑑定人と全く異なる異常な擁護行動に出るのでしょうか？

< その 3 3 >

前記『<その8>』にも記述したが、たとえば当社の総務部や人事部に出入りしている各種印刷屋や備品納入屋は単なる社外の出入り業者である。当然競争は厳しく、みんなかわいそうなほど低姿勢・低料金で、仕事を依頼してもらおうとしのぎを削っている。

立場としては鑑定人も同じである。当社から仕事をもらって生活している社外の出入り業者である。当然、いい加減な仕事をしたり、態度の悪い鑑定人には仕事を依頼しなくなる。

現にたった一度だけ待合わせ場所に遅刻したため、出入り禁止になった鑑定人もいるし、たまたま忙しかったため、多少手抜きをした仕事をしたところ、出入り禁止になってしまった鑑定人もいる。そんな鑑定人は幾らでもいる。

我々保険会社の社員でも、契約をしてもらおう約束の時間に遅れたりしただけで、顧客が怒り、契約ができなかったことなどいくらでもある。

釈迦に説法かも知れないが、それが資本主義の競争社会というものである。

ところが当社の査定も他の鑑定人事務所や鑑定人には、上記の原則どおり結構厳しい態度をとっているにもかかわらず、こと三和鑑定事務所については、鐘ヶ江鑑定人が極めて悪質鑑定人であることを当社の多くの査定社員も十分認識しているにもかかわらず、(上からの圧力で) 異常としか考えられないほど、おいしい仕事を積極的に集中して依頼し、甘い汁を吸わせ続けている。

なぜ、三和鑑定だけにこのような異常な利益供与を続ける必要があるのだろうか？

< その 34 >

私は東京の査定部門に転動になってからやはり東京でも、鑑定業務を独占させているためその弊害が出ているT鑑定事務所があった。といっても、鐘ヶ江のいる三和鑑定に比べたら全く比較にならないほどのかわいい弊害である。

しかし、放置しておけば段々、鐘ヶ江のいる三和鑑定に似てくると感じ、T鑑定事務所のシェアを減らし、様々な鑑定事務所に鑑定業務を分散させ、ひとつの鑑定事務所のシェアが30%以上にならないようにしたところ、もちろん誰からも邪魔されることもなく、競争原理が非常にうまく働き、極めて仕事がスムーズに運ぶようになり、他の査定社員全員からも非常に感謝された。

つまり大阪で言えば、三和鑑定に業務を独占させる以前の多数の鑑定事務所に業務を分散させ、うまく競争原理を導入していた時代と同じ状態を東京で再現したわけである。

以上のように東京など他の地区で、(当たり前であるが)会社のためになる行動が何の障害も無く可能であるのに、同じ事を大阪で実現しようとしたところ、いままでさんざん記述したように信じられない大変な弾圧、虐待を受けた。

なぜ他の地区と違い、大阪では異常としか考えられないほど、たとえば、昨年12月に大阪の説明会で話した『サントリーの自動販売機の動産総合保険の集計業務』にしても、おいしい仕事を積極的に集中して依頼し、甘い汁を吸わせ続け、鐘ヶ江を通じて三和鑑定だけにこのような異常な利益供与を続けようとするのだろうか？

< その 35 >

あれほど事実関係を確認するのが一番大事なことだと最初は主張していた人事部が、『過去のことなんかどうでもいいじゃないか！』と言い始め、なるべく過去ことは触れないように過去の事実確認を避け始めたのです。

社内のことですので詳しいことは申し上げられませんが、人事部は4年前の不祥事を理由に、つい最近ある社員を懲戒免職にしているのです。『過去のことなんかどうでもいいじゃないか！』と言っている人事部がです。全く矛盾しています。

なぜ鐘ヶ江鑑定人のこととなると、なるべく過去ことは触れないように過去の事実確認を避けようと極めて異常な態度をとるのでしょうか？

それでは、昨年6月の『事実確認のためのヒヤリング』とは一体何のためだったのでしょうか？

< その 36 >

ところで、人事部は一体何のために、本件の鑑定人問題に介入してきたのでしょうか？ 当時の仲山課長が『住友海上に差止請求を出した[]に対する処分の窓口は人事部の三浦課長である。』と言ったので、確かに私は『不当処分である。』として、人事部の三浦課長宛に私の顧問弁護士である先生より質問状を出してもらいました。

ところがその回答は無く、度々回答するように督促したにもかかわらず、回答がないため、『6月5日までに回答がない場合、私の行動に何等問題がないと判断する。』旨の督促状を送付しましたが、結局同日までに回答はありませんでした。

(事実確認のためのヒヤリングに協力してほしい旨の出状は来ましたが、質問に関する回答ではありませんでしたので、何の関係もありません。)

もし、私の行動に社員として問題があるのであれば、弁護士まで立ててきちんと質問している私に即刻その理由を説明し、私に注意するなり、適切に指導するのが人事部としての当然の義務であります。ところがそんな事は一切ありませんでした。

したがって、住友海上に対する差止請求は当社の社員として何ら問題ないことはすでに確定しています。(もちろん、もし裁判になっても必ず勝てます。)

繰り返しいいますが、人事部は一体何のために、本件の鑑定人問題に介入してきたのでしょうか？

< その 37 >

もし人事部が住友海上に対する差止請求を理由として、私を懲戒処分するとしたら、岡田先生にすでに出している『訴訟委任状』により、ただちに『不当処分の訴訟』を提訴いたします。

たとえ懲戒処分の中で一番軽い『始末書』でも絶対応じず、即刻訴訟を起こします。ただし私を懲戒処分するのであれば会社は何を以て、私を懲戒処分するのでしょうか？ 社則や労働協約の懲戒処分の理由は『業務上知り得たことを社外に漏らし、会社に損害を与えた場合』となっております。

『業務上知り得たこと』とは当たり前ですが、『業務上知り得た事実』ということでした。したがって、私を懲戒処分するということは住友海上に対する差止請求の理由が事実だと認めることです。住友海上に対する差止請求の内容が事実だとしたら、私は住友海上をはじめとして、鯉ヶ江という悪質鑑定人から当社を含む損害保険業界全体を守ろうとしていることが証明されるわけです。

会社は一体何を以て、私を懲戒処分するのでしょうか？

< その 38 >

前記『<その37>』とは逆に『差止請求の内容が事実ではない。』と判断するのなら、私はなんら『業務上知り得た事実』を外部に漏洩させていません。つまり、完全に『背反定理』ですので、懲戒処分をしようにもできるはずがありません。

会社は一体何を以て、私を懲戒処分するのでしょうか？

< その 39 >

また、前記『<その37>』の『業務上知り得たことを社外に漏らし、会社に損害を与えた場合』という規定に抵触して会社に損害を与えたというのなら、その損害の計算式と金額をどうやって提示するのでしょうか？

< その 40 >

『差止請求の内容が事実ではない。』なら、前記のように会社は私を懲戒処分する理由は何ら無く、私の個人株主としての住友海上に対する差止請求は三井海上にとって何の関係もありません。

鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定が名誉毀損や営業妨害で私に対して民事訴訟を起こせばいいだけの話で、三井海上にとって何の関係もないことです。

私は民事訴訟を起こされるのを今か今かと非常に心待ちにしているのです。

私が『不当処分の訴訟』を起こすにせよ、鐘ヶ江鑑定人が名誉毀損や営業妨害で民事訴訟を起こすにしろ、とにかく裁判にするのが一番最良の方法です。

そうなれば法廷という公開の場で、人事部の人間はもちろんのこと、私と一同に会することを人事部がいままで異常に拒否してきた様々な人間やさらにはたくさんの代理店などを証人として出頭させて尋問し、事実確認が一番確実にできます。

もちろん無数の奇々怪々なことが記述してあるこの質問状も資料として裁判所に提出します。

法廷というのは公開の場ですので、傍聴している多数のマスコミがこの質問状の中の無数の奇々怪々なことや証人尋問の様子を、大喜びで様々なことを書き立てるでしょうが、それは三井海上や三和鑑定の自業自得であり、いたしかたのないことでしょう。それよりも、私は民事訴訟を起こされるのを今か今かと非常に心待ちにしているのに、なぜ鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定が名誉毀損や営業妨害で私に対して民事訴訟を起こさないのでしょうか？

< その 4 1 >

人事部が本件の鑑定人問題に介入してきたとき、私に『鐘ヶ江鑑定人に関するヒヤリングの件』という出状を私のスケジュールの都合も聞かずに、いきなり人事部が一方的に持って来ました。その書き方はまるで『出頭命令のような書類』でした。

事実を確認するために私にヒヤリングを頼むのなら、『協力願います。』という表現にすべきなのに、『弁護士の同席は認めない。』とか、『弁明する事があれば書類をもって弁明を許可する。』とかまるで刑事裁判か警察の出頭命令のような書き方でした。

多人数の会議なら、確かに一々ひとりひとりの都合は聞いていられず、スケジュールを一方的に決めるのもいたしかたないでしょう。

しかし、出席するのが当方は私ひとりなのですから、まず私のスケジュールを事前に確認してから、ヒヤリングの日時を決めるのが普通ではないのでしょうか？

それをなぜ一方的に日時を指定した、まるで『出頭命令』のような書類を持ってきたのでしょうか？

< その 4 2 >

前記『<その41>』の関連ですが、本当に事実を確認するために私にヒヤリングの協力を頼むのであれば、私が弁護士を同席させる理由も無いし、同席させるはずがありません。

それなのに、なぜ『弁護士の同席は認めない。』などと命令文が入っていたのでしょうか？

なぜ、そのような必要があるのでしょうか？

< その 4 3 >

前記『<その41>』の関連ですが、事実を確認するために私にヒヤリングの協力を頼む書類であれば、なぜ『弁明する事があれば、書類を以て弁明を許可する。』などと訳のわからない文章が入っていたのか？

具体的なヒヤリング内容もわからないのに、ましてや事実を確認するために私にヒヤリングの協力を頼むのに一体なにを弁明させようとしたのでしょうか？

< その 4 4 >

昨年私の顧問弁護士より送付してもらった、仲山課長の不当な懲戒処分命令に関する質問状に対し、なぜ会社は回答しないのか三浦人事課長に聞いたところ、『(本人からの質問ではなく) 弁護士からの質問だから回答しない。』との返事であった。

正式に委任をしている弁護士は本人と全く同等の立場である。こんなことは社会人としての基本中の基本の基礎知識である。

当社の自動車損害調査センターにも『正式な委任状を持たない方との示談交渉はお断りします。』というポスターが貼ってある。これは『正式な委任状を持った人間は本人と同様の立場と見なし示談交渉は断れない。』という意味でもある。

社会人、それも当社ほどの一流企業の人事部が『(本人からの質問ではなく) 弁護士からの質問だから回答しない。』などという馬鹿げた返事をするとはあきれ果ててしまう。

一体、自分たちがどんな常識はずれの馬鹿げたことを言ったのかわかっているのでしょうか？

< その 4 5 >

昨年10月の人事部の事実確認の結果報告が終り、地下の会議室からエレベーターホールに向かう際、歩きながら三浦人事課長に『ところで、この件は当社の顧問弁護士の誰に相談しながらやってるの?』と聞いたところ、三浦人事課長は『いや弁護士には一切相談していない。』という返答であった。私の顧問弁護士から質問状が送付されているのであるから、当然会社側も弁護士と相談していると私は思っていたので、意外に思い、『ふーん、そうなの』と言ったところ、さらに三浦人事課長は『当社はあくまでも社員同士の話し合いで解決することになっている。』と大變立派なことを言った。

そのとき三浦人事課長も渡辺人事副部長もエレベーターの前でにやにやしていたので多少変だとは思っていた。

ところが、昨年12月の大阪での両損害調査部長への説明会の際、あるちょっとしたことで私と三浦人事課長が言い争いになり、私が『それではなんで私の顧問弁護士からの質問状に対して回答をしなかったんだ!』と憤ったところ、慌てた三浦人事課長はつい口を滑らせて『弁護士に相談したら回答しないほうがいいと言われたので回答しなかったんだ。』と返事したため、私がさらに『何だと! この前、弁護士には一切相談していないと言ったじゃないか!』と憤ったところ、三浦人事課長ははっとした顔をして、『い、いや、そ、そんなことは言っていない。弁護士に相談していないなんて言っていない。』とあわてて否定した。

弁護士から質問状が送付されているのであるから、当然会社側も弁護士と相談しても当たり前であり、私自身も当然そうしていると思っていたが、一体なぜこんなみえすいた、すぐわかってしまう嘘をつく必要があるのでしょうか？

< その 4 6 >

前記『<その44>』および『<その45>』の事実をあわせると、当社の顧問弁護士が『(本人からの質問ではなく) 弁護士からの質問だから回答しなくてよい。』と人事部の相談に回答したことになる。

弁護士というのは、委任者から業務を委任されて飯を食っている。

その弁護士が弁護士自身の職業を否定するなど、当社はそんなとんでもない弁護士に高い顧問料を支払っているのでしょうか？

< その 4 7 >

昨年12月の大阪での両損害調査部長への説明会の際、どうしてその説明会を催すに至ったか今までの経緯をまとめた書類があったほうが、私の顧問弁護士および説明会の出席者に今までの経緯はもちろんのこと、なぜ大阪で説明会を実施することになったのか説明会の趣旨も良くわかり、効率的だと考えたためその経緯書を作成した。

ただ弁護士には郵送し、説明会の出席者には直接配る予定だったため、特にその経緯書の宛先欄には説明会の出席者の名は不要と判断し、弁護士の名前だけを記入しておいた。

ところが、説明会の出席者にその経緯書を配ろうとしたところ、たまたまその書類の宛先に弁護士の名があるというだけで、三浦人事課長は『宛名に弁護士の名前が入っているようなそんな書類は受け取れない。』と言って、その経緯書の受取りを異常にかたくなに拒否した。

わたしがいくら『この経緯書を読めば、今までの経緯はもちろんのこと説明会の趣旨が良くわかり効率的に打ち合わせができると考えてわざわざ作成してきたのだ。説明会の出席者には直接配るので宛名の欄には特に説明会の出席者の名を書かなかっただけだ。むしろ私がどんな書類を私の顧問弁護士に渡そうとしているか知ることができて、かえって人事部にとっても好都合でないか!』と主張しても、その経緯書の受取りを異常にかたくなに拒否した。

なぜ、会社は弁護士の介入をそんなに異常に嫌うのか？

< その 48 >

前記『<その47>』のとおり、通常は個人よりも企業のほうが弁護士などに委任して筋道を立てた話し合いを望むものである。

私も査定担当者だった時は、理屈を聞かずにただ感情的に怒鳴ったりわめいたりする契約者個人や賠償保険の被害者個人に弁護士委任するように勧め、それがうまくいって弁護士と話し合いすることになったときは、『これでやっと感情論ではなく理論的に筋道を立てて理屈できちんと話ができる』と喜んだものである。

このように通常は理屈よりも感情的になりやすい個人に対して、企業のほうが弁護士などに委任して筋道を立てた話し合いになることを望むものである。

ところが当社は、個人である私のほうがきちんと弁護士に委任して質問状を送付してもらい、きちんと筋道を立てた理論だった話し合いをしようとしているのに、会社のほうがそれを無視し、なるべく筋道を立てた理論だった話し合いを避けよう、避けようとしている。

前記『<その41>』にも記述したとおり、昨年6月のヒヤリングの書類にも「弁護士の同席は認めない。」などと、とんちんかんな事を書いて逃げようとしていた。

また前記『<その47>』のとおり、書類の宛先に弁護士の名があるというだけで、その書類の受け取りを異常にかたくなに拒否した。

なぜ、会社は企業として最良の方法をかたくなに拒否し、こんな社会人として、いや企業としてあるまじき非常識で子供じみた幼稚な態度を取り続けているのでしょうか？

以 上